

## 10月

- 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知  
通知期限…10月15日
- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)  
納期限…10月中において市町村の条例で定める日
- 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…10月13日
- 8月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉  
申告期限…11月2日
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…11月2日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…11月2日
- 2月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)  
申告期限…11月2日
- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…11月2日
- 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…11月2日

## 11月

- 所得税の予定納税額の納付(第2期分)  
納期限…11月30日
  - 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付  
納期限…11月30日
  - 所得税の予定納税額の減額申請  
申請期限…11月16日
  - 個人事業税の納付(第2期分)  
納期限…11月中において各都道府県の条例で定める日
  - 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…11月10日
  - 9月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉  
申告期限…11月30日
  - 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…11月30日
  - 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…11月30日
  - 3月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)  
申告期限…11月30日
  - 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…11月30日
  - 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…11月30日
- ※ 税を考える週間…11月11日～17日

## 12月

- 給与所得の年末調整  
調整の時期…本年最後の給与の支払をするとき
- 給与所得者の保険料控除申告書、住宅取得控除申告書の提出  
(1) 提出期限…本年最後の給与の支払を受ける日の前日  
(2) 提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長
- 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付  
納期限…12月中の市町村の条例で定める日
- 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(27年6月～11月分)の納付  
納期限…12月10日
- 10月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉  
申告期限…平成28年1月4日
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…平成28年1月4日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…平成28年1月4日
- 4月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)  
申告期限…平成28年1月4日
- 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…平成28年1月4日
- 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…平成28年1月4日

## 目次

税務カレンダー	1
新税務署長着任挨拶・高崎税務署人事異動	2
平成28年度税制改正に関する提言(全国法人会)経営のヒント	3
「小規模事業者の挑戦」に学ぶ	9
中途採用で人材を見抜く法	11
健康のヒント	
新人や若者はこんな上司・先輩を待っています	12
最近の話題から	
中古住宅が循環する社会へ	13
研究進む宇宙太陽光発電	14
部会だより	15

地区会だより	16
会員企業紹介	17
税理士会コーナー	
高崎経済大学への寄附講座【税理士 今井美和】	19
経営寸話【税理士 植松洋一】	20
税務署コーナー	
マイナンバー制度についてQ&A	21
税を考える週間のご案内・年末調整説明会のお知らせ	23
群馬県からのお知らせ	24
新会員・部会員紹介・下期税務説明会のご案内	25
お知らせ・表紙説明	26

# 着任のごあいさつ

高崎税務署長 井出隆一



本年七月の人事異動により、高崎税務署長を拝命しました井出でございます。前任の吉田同様、よろしくお願ひ申し上げます。

一般社団法人高崎法人会の皆様方には、日頃から法人会活動を通じまして、税務行政に対し深いご理解と多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

時に、平成二十八年一月から順次、利用が始まる社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度につきましては、その導入が目前に迫っている中、制度の円滑な導入に向けまして、積極的に研修会を開催するなど、ご協力をいただいております。改めて厚くお礼申し上げます。私は、宇宙飛行士の油井

亀美也さんの出身地として有名になりました、長野県川上村の出身で、群馬県の勤務は、初めてとなります。

高崎税務署管内は、群馬県内でも古くからの交通の要衝、経済の中心地であり、また、美しい自然と名所に、旧跡を多数残す歴史と文化に彩られた地です。このようになすばらしい環境の中で勤務できることを大変光栄に思っております。

ところで、税務行政に携わる私どもは「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たすために、e-Taxなどの情報通信技術を活用し、納税者にとって利便性の高い申告・納付手段の充実、納税者サービスの向上に努めるほか、様々な施策に取り組んでいるところでございます。しかしながら、税務行政を取り巻く環境が大きな変

革期にある中、様々な課題を遂行していくためには、私どもの力のみでは自ずと限りがございます。高崎法人会の皆様におかれましては、今後とも税務行政に携わる私どもの良き理解者として、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、一般社団法人高崎法人会の益々の発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念申し上げます。着任のあいさつとさせていただきます。

## 井出署長略歴

平成18年7月	新潟税務署 副署長
平成20年7月	関東信越国税不服審判所 副審判官
平成23年7月	長野支所 副審判官
平成24年7月	関東信越国税局 総務部 税務相談室 主任相談官
平成25年7月	信濃中野税務署 署長
平成25年7月	関東信越国税局 調査査察部 調査第八部門 統括調査官

## 高崎税務署の人事異動

去る7月10日付で高崎税務署の定期人事異動がありましたので、ご案内いたします。

新幹部職員等(法人課税関係)

(敬称略)

職名	氏名	前任署等
署長	井出隆一	関東信越国税局 調査査察部 調査八部門統括官
副署長(管理・徴収・法人担当)	菅原博栄	留任
副署長(総務・個人・資産担当)	月岡憲幸	横浜南税務署 総務課長
特別国税調査官(法人担当)	金井洋一	熊谷税務署 特別国税調査官
総務課長	曾我高志	本庄税務署 総務課長
特別国税調査官	若杉正志	新潟税務署 特別国税調査官
特別国税調査官	飯塚康志	関東信越国税不服審判所 審査官
法人課税第一部門統括官	小出良友	留任
法人課税第二部門統括官	大澤茂雄	留任
法人課税第三部門統括官	三木信明	留任
法人課税第四部門統括官	佐藤和彦	長岡税務署 法人課税第二部門 統括官
法人課税第五部門統括官	根石保一	川口税務署 法人課税第六部門 上席調査官
審理専門官(法人)	平林正	長野税務署 審理専門官(法人)
連絡調整官	久保田武志	十日町税務署 法人課税部門 上席調査官
法人課税第一部門法人会担当	眞下雅一	高崎税務署 法人課税第一部門 上席調査官

平成28年度

## 税制改正に関するスローガン

○ 厳しい財政状況を踏まえ、

国・地方とも行財政改革の徹底を！

○ 中小企業の力強い成長なくして、

真の経済再生なし！

○ 法人の実効税率を早期に20%台に引き下げ、

軽減税率15%本則化の実現を！

○ 中小企業の円滑な事業承継のために、

欧州並みの本格的な税制の創設を！

## はじめる

我が国経済は、安倍晋三政権の経済政策「アベノミクス」が一定の効果をあげ、緩やかな回復基調が続いている。輸出は持ち直し傾向を見せ、雇用・所得環境が着実に改善しているほか、個人消費も消費税引き上げの影響を脱して底堅く推移

している。こうした流れを受けて企業収益は大幅に改善、設備投資も増加基調に転じ始めるなど、景気は好循環サイクルに入る動きを示している。しかし、米国の金融政策や中国経済など外部環境が不確実性を増しており、景気を着実な好循環軌道に乗せるには、まだまだ課題が山積してい

る。

肝心のデフレ脱却は、日銀による「異次元緩和」が円安・株高効果をもたらしているものの、インフレ目標の達成時期が先送りされるなど道半ばである。着手した法人実効税率引き下げでは、20%台へのさらなる引き下げに向けた明確な道筋が示されておらず、成長戦略も中核を成すべき規制改革で大胆さを欠いている。

国家的課題である財政健全化では、今年度の基礎的財政収支赤字半減目標こそ達成見込みとなったが、2020年度の黒字化、債務残高対GDP比引き下げという目標に向けては道筋が不透明である。改めて歳入・歳入一体による改革工程を示す必要がある。

また、アベノミクスによる効果は地域経済と雇用の担い手である中小企業にはまだ十分に浸透していない。地方創生の取り組みを深化させつつ、多角的で実効性ある戦略が強く求められる。

## 基本的な課題

第一

### 税・財政改革のあり方

我が国の財政は国・地方を合わせた長期債務残高が国内総生産（GDP）のほぼ2倍に達するなど、先進国の中で突出して悪化している。その原因が「受益」と「負担」のアンバランスにあることは論をまたない。「受益」とは行政サービス、つまり歳出であり、「負担」とはそれを賄うべき歳入による歳入である。税・財政改革の基本は、まさにこのアンバランス是正にあるといつてよい。

歳出を構成する最大の分野は、言うまでもなく社会保障である。少子高齢化が先進国で最速のスピードで進展する我が国にとって、社会保障費の増加は不可避ではあるが、それを放置していたのでは歳出の増大に歯止めがかけられない。従っ

てこれをどう抑制するかが最も重要なポイントといえる。

ただ、歳出と歳入のギャップは歳出改革だけでは解消困難なほど拡大してしまつた。持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目的とする社会保障と税の一体改革で、消費税引き上げによる社会保障財源確保という歳入改革に乗り出したのはこのためだが、まだほんの一步に過ぎない。

「受益」と「負担」のアンバランスが解消に向かわない限り、我が国の財政も社会保障制度も立ち行かなくなる。それは国民の間に将来不安を醸成し、日本経済にも多大な悪影響を及ぼす。そうした事態を回避するには、中長期的に歳入・歳入一体で強力な改革に取り組むことが極めて重要である。

#### 1. 財政健全化に向けて

先進国の中で突出して悪化した財政の健全化は国家

的課題である。財政の信認が失われれば金利の急上昇などにより、財政だけでなく日本経済そのものも危機に陥りかねないからである。政府は経済再生と財政健全化の両立を目指し、「骨太の方針2015」で「経済再生なくして財政健全化なし」との基本哲学を示したが、同時に「財政健全化なくして経済再生なし」という考え方も重要であろう。

政府はかねて①2015年度に国・地方を含めた基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）赤字の対GDP比半減②2020年度に黒字化、長期債務残高対GDP比の安定的引き下げ——という財政健全化目標を掲げてきた。15年度の目標は消費税率8%への引き上げなどで達成見込みとなった。20年度目標も「骨太の方針2015」の財政健全化計画で堅持することを再確認し、新たに18年度までを集中改革期間と位置づけ、PB赤字対GDP比1%程度を目安とする

中間目標を設定した。

しかし、内閣府が本年7月に示した新たな「中長期の経済財政に関する試算」によると、20年度は実質2%、名目3%以上という高い成長を前提とした「経済再生ケース」でも、6.2兆円のPB赤字が残り黒字化にほど遠い。18年度の赤字もGDP比1.7%（9.5兆円）と目標の1%に届かない。

財政健全化計画は、17年4月に先送りされた消費税率10%への引き上げ以外の増税は想定しておらず、税の自然増収と歳出抑制だけで黒字化を達成するとしている。しかし、税収は景気次第で上振れもすれば下振れもすることに十分留意する必要がある。

歳出にしても、18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制するとしているものの、その数字を裏付ける具体的抑制策は示されていない。来年度予算の概算要求基準（シーリング）も、3年連続で歳出上限の設定

を見送っている。

財政健全化目標を達成するには、厳しい財政規律の下で歳出・歳入両面からより堅実な数値目標を設定して地道に取り組むことが求められる。

## 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。とくに、年金受給年齢に達した団塊の世代が10年後にはすべて後期高齢者になる超高齢化を考えると、医療、介護分野の給付抑制が喫緊の課題である。

こうした中で「骨太の方針2015」は今後3年間の社会保障関係費の伸びを1.5兆円に抑える目安を示した。これは毎年約1兆円と見込まれる自然増を半分に抑制するわけで意欲的ともいえる。その目安達成に向けては、医療費の地域差は

正や後発医薬品（ジェネリック）の大幅な使用促進など多くの対策も掲げている。

しかし、いずれの対策も実現性や効果については極めて不透明であり、早急に対策実施の工程と数値目標を明確化する必要がある。とくに、来年度が2年に一度の改定年にあたる診療報酬をどう抑制するかは、その試金石となる。

また、社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すことも重要である。医療費・介護費の抑制につながるとして注目されている健康寿命の問題についても、こうした見直しの議論を踏まえつつ、客観的なデータ分析に基づく実効性ある取り組みが求められる。

3. 行政改革の徹底  
先送りされた消費税率10%への引き上げは、2017年4月に確実に実施されることになった。これは財政健全化と社会保障の安定財源確保にとって不可欠

だが、その前提に「行革の徹底」があったことを改めて想起すべきである。

消費税引き上げは国民に痛みを求めることに変わりはなく、その理解を得るには地方を含めた政府・議会が「まず臍より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

しかし、国会は衆参両院とも1票の格差は正のみを理由とした小手先の定数増減策に終始しており、本来の大胆な議員定数削減に向けた議論を怠ったままである。公務員改革や特別会計と独立行政法人の改革も後退している印象が強い。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求めたい。

## 4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げにあたっては、前述した行政改革の徹底、歳出の見直しに本腰を入れるだけでなく、景気動向も十分注視

第二

経済活性化と

中小企業対策

する必要がある。とりわけ、中小企業にとって円滑に価格転嫁できるかどうかは死活問題であり、さらなる環境整備が重要である。

また、政府・与党が低所得者対策として導入する予定の軽減税率については、以下に示したようにさまざまな問題点があることから、税率10%段階での導入は必要ないと考える。

5. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は2016年1月から運用が開始されるが、国民や事業者が正しく内容を理解しているとは言い難い。国は、制度の仕組みなどについて周知に努め、定着に向けて取り組んでいく必要がある。

とくに、年金情報流出問題などが発生したことから国民の間に不安感が高まっている。マイナンバー運用に当たっては、個人情報情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護が十分に担保される措置を講じることが重要である。社

会保障と税、災害対策となっている利用範囲の拡大についても、広範な国民的議論が必要となる。

また、マイナンバーによる国民の利便性を高めるためにも、e-Taxやe-LTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。同時に、システム構築面などで行政側のコスト意識の徹底も求めている。

6. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれをもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

下げは実施段階に入り、来年度までの引き下げスケジュールは決まったが、政府が目指す20%台に向けたその後の道筋と代替財源の確保策は示されていない。

また、中小企業にはアベノミクス効果が十分に届いていないという現実も十分に認識する必要がある。地域経済と雇用を担う中小企業の力強い成長がなければ、日本経済の真の再生は望めず、税制面からもさらなる対応が必要である。

1. 法人実効税率 20% 台の早期実現

法人実効税率は平成27年度に32.11%に引き下げられ、28年度には31.33%となる。政府はさらに20%台まで引き下げることにしているが、その日程については「数年間で」とするにとどまっている。

アジアや欧州各国との税率差は依然として残っているうえ、社会保険料を含めた企業負担は年々高まっております。国際競争力や外国

日本経済はアベノミクスが一定の効果をおよぼし、株高の定着や企業収益の改善などを背景に緩やかな回復が続いている。ただ、現状では「異次元緩和」の追加措置など金融政策によるところが大きいとされており、できるだけ早期に国民の実質所得、個人消費、設備投資の好循環という持続的な成長サイクルを構築しなければならぬ。

政府もそうした点を重視し、新たな成長戦略で潜在的成長力の強化を打ち出しているが、その政策は総論的で説得力に欠ける。とくに中心的役割を担うべき規制改革は医薬分業の一部緩和などにとどまっている。医療、雇用、農業分野の岩盤規制に風穴をあけるには、さらなる踏み込みが必要である。

成長戦略のうち一つの柱である法人実効税率の引き

**T&D**  
T&D 特約グループ

**安心して、  
新しい未来が見えてくる。**

**6** ホーターズ  
2004年発刊

**企業保障約36万社**

※平成25年度末。当社調べ。  
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数。

**DAIDO 大同生命**

群馬支社/前橋市南町3-9-5 TEL 027-223-5260

**企業保障**

資本の対日投資面などで懸念が指摘されている。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて軽減する必要があり、「20%台」は早期に実現すべきである。

税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば、引き続き恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されるのが望ましい。

## 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は我が国経済の礎であり、地域経済の担い手である。グローバル化など時代や環境の変化の中で中小企業が存在感を確保し、経済社会への貢献を続けられるような税制の確立が求められる。

## 3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の

活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

平成27年1月から納税猶予制度が改正され、要件緩和や手続きの簡素化など大幅な見直しが行われたが、事業承継を円滑に行うにはまだ不十分であることから、さらに以下の点について見直す必要がある。

### 第二

## 地方のあり方

地方分権の必要性は、国・地方の財政や行政の効率化を図るだけでなく、地方活性化という観点からも強調されてきた。そしてその基本理念が地方の自立・自助にあることも指摘されてきた。政府が進める地方創生でもこの基本理念を十分に認識する必要がある。

「骨太の方針2015」

は地方創生の深化について、昨年策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、自治体がそれぞれの地方の特色と強みをいかした「地方版総合戦略」を策定し事業を推進するとしている。

この手法自体に異論はないが、問題は地方版総合戦略が基本理念と実効性を伴う内容になるかどうかにある。そのためには官製ではなく、地元の産業や経済社会の実態に通じた民間の知恵・工夫をいかした戦略をいかに構築するかである。また、この戦略推進に伴って創設される新型交付金も、財政のバラマキにつながらないよう十分に注意が必要である。

地方財政は基礎的財政収支の黒字が続いているうえ、長期債務残高対GDP比も安定的に推移している。その背景には極度に悪化した国の財政から地方交付税などで手厚く財源を保障されているという構造がある。また、地方交付税は地方公務員の高給与や高額

な議員報酬を支えている側面もある。

我が国の財政を健全化するためには、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。地方交付税改革をさらに進め、地方行政に必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。

### 第四

## 震災復興

今年は5年間の集中復興期間の最終年となるが、被災地の復興、産業の進展はまだまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。



法人会のビジネスガード  
**Business Guard** Series



会員企業をサポートする

AIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問い合わせ先

AIU 損害保険株式会社 群馬支店

〒371-0805 群馬県 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル 6F  
代表:027-223-5771 FAX:027-223-6094

第五

その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税基準を同じくする法人事業税、法人の道府県民税、市町村民税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るよう求める。

2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。このため、学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

税目別の  
具体的課題

1. 法人税関係

(1) 役員給与との損金算入の拡充

① 役員給与は原則損金算入とすべき

現行制度では、役員給与との損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるような見直すべきである。

② 同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の利益連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(2) 交際費課税の適用期限延長

平成26年度税制改正において拡充された交際費課税の特例措置については、適用期限が平成28年3月末までとなっていることから、その延長を求める。

2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

① 基幹税としての財源調達機能の回復

国民がその所得に応じて負担する所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されて久しい。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は広く国民全体で負担していくものとすべきである。

② 各種控除制度の見直し  
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要

(2) 少子化対策

がある。とくに、人的控除については累次の改正で複雑化しているため整理・合理化を図るべきである。なお、女性の社会進出に向けて「配偶者控除」のあり方について議論されているが、税制だけでなく社会保障制度の見直しなど多角的な視点から検討する必要がある。拙速な見直しは避けるべきである。

③ 個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

法人会会員企業にお勤めの皆様には、お一人からでも集团取扱の割安な保険料でご加入いただけます。



がん保険なら



医療保険なら



■引受保険会社(お問い合わせ先)

**Afiac** アフラック  
(アメリカンファミリー生命保険会社)

群馬支社  
〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー13F  
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

### 3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

(2) 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

① 贈与税の基礎控除を引き上げる。

② 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

### 4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

地価の動向は、全国ベースでは依然として下落が続いているが、一方で三大都市圏では上昇に転じる傾向にある。こうした中で固定資産税については負担感が強いとの指摘がなされている。このため、都市計画税と合わせて評価方法および課税方式を抜本的に見直す

べきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、納税者に対して分かり易い説明をすることが求められる。

① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

② 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。

③ 償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきである。

④ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体もある。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

### 5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税

と所得税の二重課税の調整が行われているもの、不十分であり、さらなる見直しが必要である。

(2) 電子申告

国税電子申告(e-Tax)の利用件数は、年々拡大してきているが、制度の一層の利便性向上を図るために、地方税の電子申告(eLTAx)との統一的な運用を検討すべきである。

※平成28年度 税制改正

正に関する提言より抜粋。全文については高崎法人会HPをご覧ください。

http://www.takasaki-hojinkai.com/

「生きる」を創る。

# Aflac 保険相談

★ご来店・お電話お待ちしております★

募集代理店  
**(有)井田総合ビジネス**

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町469-2  
TEL027-361-8431 FAX027-361-8455

アフラック(アメリカンファミリー生命)  
サービスショップ  
高崎飯塚店  
(駐 車 場 完 備)

アフラック い〜な  
0120-0269-17  
ホームページから見積りできます。  
http://www.idasogo.co.jp  
●営業時間 9:00~18:00(日曜・祝日定休)●

# 「小規模事業者の挑戦」に学ぶ

中小企業庁が初めて「2015年版小規模企業白書」をまとめた。

現在、我が国の小規模事業者数（会社のみならず個人事業者を含む、商業・サービス業・従業員5人以下、製造業・従業員20人以下）は334万者あり、事業者全体の約87%を占めている。

地域の経済・雇用を支える小規模事業者は、人口減少、高齢化、国内外の競争激化、地域経済の低迷等の構造変化に直面する我が国の状況下において、この構造変化で大きな影響に晒されている。

そうした実情を受け、国は、昨年6月に、「成長発展」「事業の持続的発展」を基本原則に位置づけ、小規模事業者を支援していくための「小規模企業振興基

本法」を成立させた。

今回の小規模企業白書の中では、「小規模事業者の挑戦：未来を拓く…」と題し、厳しい環境の中でも、経営者の逞しさと創意工夫で営んでいる小規模事業者の取組事例42例を取り上げているが、そのいくつかを要約紹介し、これから取り組む経営の視点に役立てばと願いたい。その詳細は、中小企業庁のHPで掲載されており、読まれることをお勧めしたい。

## 強みを発揮して適者生存へ

铸件から創業した榎坂田鉄工所（佐賀県）は時代のニーズに対応して、鉄工から据付工事をこなす中で、溶接の技術や知識、さらに

高い技能を持つ人材も育まれたことを活かし、建築デザインと協同で、溶接によるスチール製品での階段等の受注製作に取り組み、

今後、スチール柵やスチール家具などの家具製作も培ってきた溶接技術を生かして展開していくとしている。

また、東南アジアの外国人労働者を雇用し、母国で起業できるように溶接や鉄鋼の技術を伝授し、将来は海外進出の足掛かりにも意欲を示しているが、技術の伝承と地域貢献にあるとビジョンの目的を明確にして取り組んでいる。

事業は適者生存の原則のように、自社事業が時代のニーズに対して適者として生き残っていく上で、自社の強みを見出し、発揮して、他社にはない適合した技術・

サービスの提供は欠かせない。

## 不振を契機に顧客本位を追求

大手理容・美容バサミメ

ーカーの同い年の同僚3人で起業した榎グリーンマウス（千葉県）は、高品質なハサミの製造と高レベルな修理技術を保有しているだけに自信に満ちたスタートを切ったが、美容・理容業界でのサプライ用品は代理店が店舗に販売するという「B to B」ビジネスモデルの壁に創業以来3年間は飛び込み営業を重ねるも、当初の目論見からほど遠く、不振にあえいだ。

「なぜ売れないのか」「なぜ修理を依頼しないのか」の果てに思い付いたのが、

どのメーカーも行っていなかった「修理前のハサミの状態や問題点、クセ、修理内容や使用上の注意点、日常の手入れ法」などといったコメントをカルテに記して修理したハサミを返却するサービスを思い付いた。それは「お客様に心の底から満足していただける製品を届けたい」一心だったのだ。

プロのハサミ職人のアドバイスはプロの理容・美容師の気持ちをつかみ、修理・メンテナンスを入りに製品販売も増加していった。サービスは競合他社との差別化を生み、「高付加価値化」という強みを持った。同社は今、持てる強み技術を生かすとともに、業界の未来を見据え、ペットのトリマーが使うハサミの開発をスタートさせている。

## 脱・下請から独立メーカーへ

自動車産業の企業城下町

とも言われる愛知県にある(株)ケーエスケーも、金属の精密切削加工技術に自動車産業を支える下請企業として創業。

時代を経るにつれ、自動車産業のコストダウンは熾烈を極め、下請企業の生き残りをかけたサバイバルを強いられたものの、同社は勘と技術が必要な汎用旋盤のほかに、早くから精度の高い複雑な加工を実現するNC旋盤を導入していたため、淘汰の波に覆われることはなかった。

そして、競合が激しい金属部品加工からプラスチック材の精密切削加工へと転換し、自動車塗装用の産業ロボットの塗料を噴霧するノズルの依頼を皮切りに、プラスチックの精密切削加工技術でオンリーワン企業となり、トップランナー企業へと躍り出たのである。

先見の見極めと創意工夫の結果の「脱・下請け」と言える。  
噴霧ノズル開発の新たな

技術を得たことで、消防用可変ノズルを開発し、直線・広範囲をカバーする消化器具の自社製品で独立メーカーへと進化してきている。

### 仕事への取組み 姿勢をネットへ

白書では、先代経営者の経営信条を頑なに守り、そのポリシーを現場で実践していることを現代の情報ツールであるインターネット活用で成果を生み出している事業者も紹介している。

親子2代にわたって塗装業を営む共栄塗装店(岡山県)の現経営者は、職人気質の実父が塗装する前のサビ落としやヒビを埋める作業の下処理を手抜きせず丁寧に行うことは信用となり、仕事の再依頼につながることを教えた「丁寧な仕事は明日につながる」との信条を心に刻んでいた。  
その実父が重症には至らなかったものの、病で倒れ仕事から離れることとなり、

一人で新規の仕事を得ようと営業をかけたが、無残な結果となった。

頭を悩ます日々を重ねた末、インターネットでのPRに着手し、HPを立ち上げるとともに、毎日その日の仕事をブログに書き込み、仕事に対する姿勢を発信し続けた結果、実父の信条・理念が顧客に伝わり、ネット

### たくましく、創意工夫を

小規模事業者にとって順調というよりも逆境という環境に立たされている向きが多い時代だ。

それは、今に限ったことではなく、いつの時代にもあってもそうだろう。ピンチはチャンスの言葉にあるように、ピンチの時ほど、先に光を見出そうと経営者は考えを巡らし、知恵や工夫を動員する。

自社は何を志として掲げて何をする会社なのか、顧客や周囲から求められていることは何か、自社の強み

トからの依頼が舞い込み出し、順調な展開となっている。

新たに車で30分圏内の地域限定で独自チラシのポスティングを開始し、年間の仕事の受注も順調。  
現在、実父の理念も理解し、技術を身に付けたスタッフ人材の育成にと取り組んでいる。

は何か、新たな販路はあるのか…。

決してピンチから逃れることなく、眠れずにも四六時中、これらを考え抜いた果てに、思い付くのだ。  
そして、白書で取り上げられている小規模事業者のように実践していくことで道は拓けてきている。

白書では、小規模事業者は様々な構造変化の影響を受けやすく、経営層の高齢化や後継者不足等、様々な課題があるものの、顔が見える信頼関係に基づいた取

引に強みを持ち、価格競争に巻き込まれない様々な商品・サービスを開発・提供する小規模事業者が存在すると指摘している。

同時に、白書では、イノベーション・販路開拓については、商圏が広い事業者ほど積極的に取り組んでいる実態がある一方で、商圏が狭い企業も、そうした取組を行うことで、利益を伸ばす可能性のあることを示しているとも指摘しており、

地方にあって小さな企業であっても、経営を伸ばしていくだけの可能性を秘めていることを肝に銘じたい。  
それは、潜在化した需要を掘り起こし、自社の強みを発揮して、地域企業としての信頼関係に基づいた提案を重ねていくことで、もたらされるものである。

経営者の心が萎えた時に、経営は閉じる。  
心萎えず、たくましく、創意工夫に挑み、地域に根差して、未来を拓いていきたいと思います。

人手不足感が強まる時代！

# 中途採用 で見抜く法 で人材を



経営コンサルタント 末松徹

今春の大卒・高卒者の就職率はバブル期並みの高水準に達したと報じられている。景気回復に加え、人手不足に備える企業の求人急増が背景にある。

早くも来春の新卒採用に向けての取り組みを本格化させる一方で、地方中小企業では、大企業から新卒者内定で決まっていくな川下にあるとして、中途採用にも力を傾注する向きが少なくありません。

新規大卒者の依然高い3年後離職率や、就業意欲が高い高齢者の実情を考慮すると、求職者の中には優れた経験や技術、能力を持つ人材もおり、企業の活路や再生に寄与してくれる人材にも巡り合う機会を中途採

用に見出すこともできる可能性があります。

求職者の中には、中小企業では今まで出会うことになかった大企業にいた人材に巡り合うこともあるでしょうが、大企業イコール優秀な人材という先入観を持たず、そして遠慮などなしで、優秀で自社が欲しい人材であるかを定めて採用していきたいものです。

中途採用で最も大事なことは、何をしたい人材を採用するのかを明確にしておくことです。

それは、業務の何を担ってもらいたい、そのために必要な知識・能力・技術・経験などを予め採用要件を整えておき、応募者を見抜いて、選考を進めるべきでしょう。

そのためには、先ず、履歴書や職務経歴を記した書面などを送付してもらい、先ずは書類選考を進めます。面接時もそうですが、書類選考でも、経営者や採用担当者だけでなく、現場の職長である責任者も選考に加わり、自社に欲しい人材かどうか見極めることです。

書類選考では、前勤務先名、そこでの役職、担当していた業務内容、業績貢献した実績、本人の得意分野、応募した動機、採用した後での意欲や熱意を読み取ってチェックします。

とくに、実績は現場の職長であれば、採用後、自社に適合して役立つ人材かどうかの判断がつくはずですから。

余談ですが、履歴書などの書類は、マニュアル本もあり、見た目のよいものが届きますが、よく見ると、慌てて書いたのか、誤字・脱字、なぐり書き、曲がった写真の貼付などの書類もあります。心の整えので

きない人として判断して、こうした応募は初めから対象外にしていましょう。

書類選考を経て、面接です。応募者は、採用されたらと願っています。

それだけに、つま先立つたように、会社に対して良く見られるように、最高の自分であるように演じて応募することも少なくありません。

言葉を悪く言えば、「猫を被っている」ような応募を演じることも少なくありません。

大事なのは、重要な戦力として活躍できるかどうか、成長する可能性があるか、自社の社風を良くする人材か悪くする人材か、を冷静に見抜くことです。

「いい人そうだから仕事はできるだろう」「自社よりも上位の大企業にいたから自社が求める仕事は出来てしまうだろう」といった、安易な「だろう」といった推測判断は後悔する事にもなりかねません。

労働条件（雇用期間の有無、労働時間、休日・休暇、賃金額、賞与など）を明示します。曖昧だと大変です。

また、中途採用でありながらなのは、相手の要求される賃金で決定することもあり、問題です。

他の社員とのバランスが崩れ、社内に不満不平がくすぶる原因ともなりかねません。

会社が期待したほどでもなかったとして、減額降給させることも難しくなります。会社で支払資力から考慮して決定すべきです。

例えば、「月額手取りで20万円」としても、健保や年金保険料など本人から控除する額と会社で負担する額を合わせて計算すると、手取り額20万円の約1.4倍にあたる「約28万円」が会社から支払われることになることも念頭に入れておきましょう。

真に欲しい優秀な人材で即戦力となる中途採用をおすすめ下さい。

# 新人や若者は こんな上司・先輩を待っています

産業カウンセラー 柏木 勇一

フレッシュ社員は期待に応えていますか？40代の人事担当マネジャーから新人対応の相談を受けました。

マネジャーが営業職で入社した頃は先輩から厳しい言葉を受けてきましたが、それは愛のムチ、指導・激励と思ひ、それほど抵抗はなかったと語りました。

しかし今、世代間のコミュニケーションのギャップに悩んでいます。仕事の連絡が会話からメール主体になった時代の変化を認めつつ、「今どきの若者にはどんな言葉をかければいいのか、どの職場でも戸惑っている」ということでした。

新人を迎え、人事異動で新しい仲間と接する時期は、どの会社でも共通の悩みです。それぞれの企業、職場にふさわしい接し方があると思いますが、若い社員

は実際にどんな言葉や態度を求めているのか、相談現場の事例から拾ってみました。

**若い世代が指摘する  
「気になる先輩の態度」**

- ① 機嫌悪そうな顔で口調も荒くなるのは耐えられない
  - ② 指示はもつとこまめに出示してほしい
  - ③ 飲み会はだらだら続けなように
  - ④ こつちが挨拶したらちやんと返してほしい
  - ⑤ 昔は：と過去と比較しないで
  - ⑥ そばにいない人の悪口は聞きたくない
  - ⑦ プライベートは詮索しないで
- いかがですか？思い当たる方も多いでしょう。この7つの態度にも時代の変化を感じます。例えば仕事帰りの「ちよっと一杯」

は、ストレス発散の場としても重宝されていました。今も変わりはないのですが、若者には抵抗があるようです。「俺たちの時代はな」と自慢話につながるような言葉も不人気です。これは相手を受け入れていない言葉です。

**若い社員への対応、  
ふたつのヒント**

改めてほしい態度を若者の目線から紹介しました。それでは、上司や先輩はどのように接すればいいのでしょうか。望ましい対応と上司の考え方は、ふたつに集約できます。

- ① 若者の強みと弱みを理解する。定型的な仕事はできているが応用がイマイチとか、失敗をとても気にしている、などそれぞれのタイプをまず見極めることが大事です。時にダメ出しになりそうですが、若い社員それぞれの個性ととらえ、ひとりひとり固有の対応が必要です。時間がかかっても、会社にとっては将来の発展につながるでしょう。

② 部下の指導・育成は自分の成長にもなると考える。経験豊かな上司や先輩は、今さら、と考えるかもしれませんが、自分自身のメリットと考えて行動する、その姿勢を見ている若者は「将来自分もこうなりたい」と受け入れるはず。ここで信頼の基盤ができると、ちよつとキツイ言葉でも嫌われません。ハラスメントは生じません。

**具体的な対応例**

- 多くの職場で当たり前になっているかもしれないが、再確認してください。5つ挙げます。
- ① 仕事のやり方は具体的に教える
  - ② 仕事の意味や目的、全体像までしっかり教える
  - ③ 褒める、叱るは具体的に
  - ④ 戸惑っているようだったら声をかける
  - ⑤ 仕事が進捗した場合のメリットを伝える。
- これらの対応によって、仲間意識は一気に浸透していくでしょう。



国税電子申告・納税システム

# e-Tax

**納税にはダイレクト納付が便利です！**

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1カ月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするごこんなメリットが！

添付書類の提出省略
還付がスピーディ

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

# 中古住宅が循環する社会へ

日刊工業産業研究所 所長 岡田 直樹

2015年は「空き家対策元年」に位置づけられよう。深刻化する空き家問題を解消しようと、「空き家対策特別措置法」が完全施行になった。自治体は特に倒壊リスクが高く、景観を損ねている危険な空き家を「特定空き家」に指定し、所有者に除却や修繕を命じたり、過料を徴収したりすることができるようになった。「特定空き家」の所有者が勧告に従わなければ、更地の6分の1だった固定資産税の税率が更地と同様になる恐れもある。空き家の増加に歯止めをかけるには空き家の撤去策とあわせて、中古住宅の利用促進策をもっと強力に推進すべきだ。

3年10月現在の空き家数は住宅総数の13.5%にあたる約820万戸で過去最高になった。5年前に比べて63万戸(8.3%)増えた。今後増加が続けば地域の防災や治安に重大な支障を来す恐れがあるとして、昨年の臨時国会で空き家対策特別措置法が成立。政府と自治体が一体となって対策に本腰を入れることになった。

住宅総数に占める空き家の割合(空き家率)は、鹿児島の1.5%、高知、島根といった高齢化や過疎化が進む県ほど高くなっている。地方の過疎地では、倒壊や火災の危険性がある不良空き家も珍しくない。それは「団塊の世代」が多く暮らす東京の、遠くない将来の姿かもしれない。「居住者が郊外の一戸建てから都市部のマ

ンションに転居した」、「親から相続により住宅を取得した人が入居しない」、「転勤等の長期不在」といった理由で、空き家率は上昇を続ける。

自治体のなかには空き家所有者にインセンティブを設け、撤去を促すところもある。都内で初めて空き家対策の条例を設けた東京都足立区は、倒壊等の危険が差し迫った状態にある老朽空き家の実態を調査し、指導、勧告を行っている。特徴的なのは、勧告によって木造の老朽空き家を解体する場合、100万円を上限に工事費の9割を助成することだ。長崎市、山形市、富山県滑川市は、危険な老朽空き家を対象に、土地建物を自治体に寄付し跡地を地域で管理することを条件に公費撤去を実施している。

ただ、こうした公費投入による自治体の撤去促進策は、運いいかんでは「副作用」が出かねないとの指摘もある。「空き家を放置しておけば、いずれは自治体が公費を投入してくれると考え、自主的に撤去をしなくなる所有者が出てくるのではないかと、空き家所有者のモラルハザードの問題を懸念する専門家もいる。

空き家の増加に歯止めをかけるには、撤去促進策に加えて、中古住宅の利用を促し、新築より中古を購入した方が得になる仕組みに変えていく必要がある。国や自治体は中古住宅の品質保証に重点を置くとともに、中古住宅の改修に対する助成や、中古住宅を公営住宅の代わりに活用する場合の家賃補助、優良賃貸物件の居住者を対象にした家賃所得控除といった中古住宅活用促進策を総動員したい。福岡県は全国の自治体で初めて中古住宅の購入者を対象に、間取り変更等の改修費用の20%(最大20万円)を補助する制度を設けた。空き家の流通を促し、廃屋になるのを防ぐ狙いがある。今後は長期優良住宅

の認定を受ける住宅が増え、住宅の「長寿命化」が進むとみられるだけに、こうした取り組みが全国に広がってほしい。

良質で割安な中古物件が円滑に供給されるようになれば、重い住宅ローンの負担から解放され、暮らしの質を高める効果が期待できよう。子育て世帯が狭いアパートに暮らし、一人暮らしのお年寄りが郊外の戸建てに住むという、ミスマッチの解消につながるかもしれない。

戦後は住宅難解消のため、また90年代以降は景気対策の観点から、新築住宅の供給が奨励されてきた。だが、人口減少や高齢化が進み、新築販売の伸び悩みが予想されるなかで、中古住宅が循環する社会へ政策転換は待ったなしだ。



# 研究進む宇宙太陽光発電 「無線送電」の実験に成功 地上で5年後に実用化か

産経新聞科学部記者 伊藤壽一郎

宇宙空間で太陽光から作り出した電力を、電波で地球に送り届ける「宇宙太陽光発電」の地上実験に、三菱重工業などが相次いで成功しました。実用化の目標時期は遠い先ですが、この技術を地上で使う「無線送電」は5年程度で実現しそうです。

## 10倍の高効率

宇宙太陽光発電は、地球で太陽に最も近い赤道上空約3万6千キロの静止軌道に、約2.5キロメートル四方の巨大な太陽電池パネルを備えた発電衛星を設置して、原発1基分に相当する100万キロワットを発電する壮大な構想です。電力は電子レンジなどに

も使われている波長がごく短いマイクロ波という電波に変換し、無線で送信。地上で電力に再変換して利用します。2040年代の実用化が見込まれています。

わざわざ宇宙空間で発電する理由は、太陽光エネルギーを地上の約10倍もの高効率で利用できるから。地上の太陽電池パネルは好天の昼間しか発電できませんが、発電衛星の太陽電池パネルは表裏両方で発電でき、昼夜や天候に左右されません。

けれど、課題もあります。発電衛星の重さは2万5千トン。40トンの部品625個に分けて打ち上げる計画ですが、40トンの打ち上げ能力を持つロケットは

まだありません。

また、現実的な電力供給価格である1キロワット時当たり10円以下を実現するには、重量当たりの打ち上げコストを100分の1に下げることがあり、道のりはかなり長そうです。

## 500メートル先へ送電

一方、最重要技術である無線送電の研究は着々と進んでいます。三菱重工業は今年2月、神戸港にある同社神戸造船所で、電力を電波に変換して送受電する実験に成功しました。

海岸から突き出た堤防の先端に高さ13メートル、幅8メートルの送電機を設置し、スイッチを入れると、10キロワットの電力を電波に変換して送信。500メートル離れた陸側に設置した受電機がキャッチし、夕闇迫る神戸港に青いLEDライトが明るく輝きました。

3月には宇宙航空研究開

発機構（JAXA）も、別の方式で1.8キロワットの電力を55メートル離れた場所に電波で送る実験に成功。これらにより、地上での無線送電は、実用化に大きく近づきました。

## 法整備が急務

地上では、どんな用途があるでしょう。高圧線鉄塔の上部には、夜に赤く光る航空障害灯が設置されています。高圧線の電力を使えないため、低圧線を別に設置し電力供給しています。必要な電力は10キロワット程度で、低圧線の長さも500メートルから1キロ程度。これは、三菱重工業が神戸港で成功した実験と同じレベルです。同社は、「早ければ5年程度で無線送電に代替できるのでは」とみています。

この程度の電力なら、送電区間に人が立ち入っても健康に影響はないそうです。



送電能力が向上すれば、用途はさらに広がります。地震や大雪などで送電線が切れ、孤立した集落にヘリコプターで送受電機器を運べば、いち早く電力供給を復旧できますね。国が推進している洋上風力発電も、陸地まで無線で送電すれば海底ケーブルが不要になって、維持補修コストを削減できそうです。足が不自由な高齢者向けに普及が進む電動カートも、無線送電で充電できればケーブル接続などの労力を省けて便利です。

ほかにも多様な用途が考えられますが、課題は法整備。現在の電波法は通信が対象で、無線送電の規定がないため、関係省庁や研究者は、新たな法規制づくりの議論を急いでいます。

## 優良法人特別部会

優良法人特別部会からのお知らせ

税務署から、初めて優良申告法人の表敬をお受けになられた際は、お手数とは存じますが、一般社団法人高崎法人会優良法人特別部会事務局までお知らせください。  
(電話027-136314526)

### 「優良申告法人制度」

優良申告法人制度とは、全国各地の税務署が管轄し、税務調査を行う法人（一般的に資本金が1億円未満）のうち、その申告内容などが過去数年間にわたって良好である法人を税務署が表敬する制度のことです。

優良申告法人の選定期間は税務署により異なりますが、選定は毎年行われます。

### 「優良法人特別部会」

優良法人特別部会は、高崎税務署管内の約一万社の中で、過去に税務署より優良申告法人制度に基づき「優良申告法人」として高崎税務署より表敬を受けた法人（現在75社）で組織する会です。

## 女性部会

第6回  
税に関する絵はがきコンクール

高崎税務署管内の公共施設（高崎市役所・渋川市中央公民館・安中市文化センター・吉岡町文化センターの四会場）をお借りし、小学生を対象とした税に関する絵はがきコンクールの全応募作品（2241点）の展示を行いました。

このコンクールは、小学生に「税の大切さ」や「税の果たす役割」について、理解を深めてもらうことを目的としています。

また、子供たちが一生懸命に考えて描いた、個性ある素晴らしい作品を見ていただき、改めて市町民の皆さんにも納税意識の高揚を図ることも目的の一つとしています。

### 夏のいちごプロジェクト

この節電プロジェクト活動は、5年目となりますが、今年も全法連女連協の趣旨に賛同し、各地区での夏祭りやイベント等で「無理なく無駄なく快適に」を掲げ「節電うちわ」約3千本を配布しました。

## 青年部会

全国青年の集い（旭川大会）  
租税教育活動

プレゼンテーションに向けて

来年度の全国青年の集い旭川大会において、当高崎法人会青年部会が租税教育活動のプレゼンテーションを行うこととなりました。

今年度の租税教室の様子をメインの資料とし、租税教室への参入の経緯、実施校を年々増やしている実績や本会、女性部会との連携などをプレゼンしたいと考えております。

つきましては、例年以上に講師・アシスタントの方々、さらには各部会員の皆様のご協力を頂ければ幸いです。



租税教室の様子



一億円レプリカ



**HAKODA GROUP OFFICE**

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

**箱田税務会計事務所**

法人、個人の税務申告・会計業務全般

**有限会社ハコダ先見経営**

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予実管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL: <http://www.hakoda-group.com/>

# 高崎

高崎地区会の17支部で  
今後の事業計画等について  
会議が開かれました

【高崎地区会17支部図】



平成27年9月、高崎地区会を構成する17支部の役員会が、それぞれ開催されました。会議の中では、支部の会員の皆様の現状や今後の会員増強運動の方法、高崎地区会で行う社会貢献活動などの事業計画について話し合われました。特に、支部単位での社会貢献活動の是非等、積極的に今後の支部ひいては、法人会のあり方の議論がなされました。

## 法人会の税務テキストの紹介

全国の会員企業のご協力のもと、法人会では研修会等で使用するテキストを発売しています。このテキスト類は研修会や説明会で皆様に無料でご提供させていただきます。

研修会にご参加いただけない場合、各地区会の事務局にて無料でお渡しすることもできます。ご入用の際は、法人会の各事務局へご連絡ください。



TEL 027-363-4526  
高崎法人会 事務局

# 渋川

渋川市の旧跡  
県指定重要文化財  
『眞光寺洪鐘』

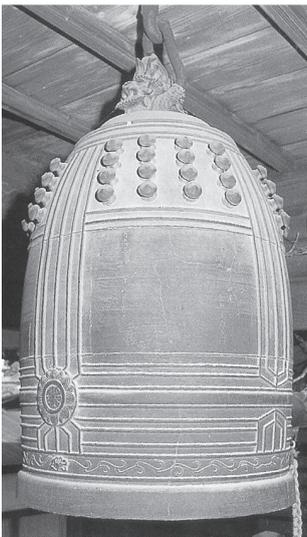
この洪鐘は、天台宗の関東五か寺の一つで朱印地五〇石をもった僧正寺、真光寺の所有で、境内にある万日堂（阿弥陀堂）のかたわらの鐘楼にある。

その銘によれば、所化衆（寺の役僧・門中衆（末寺）・檀家らにより万治三年（一六六〇）八月に再興されたもので、治工（鋳物師）は中尾村（高崎市）の金井五郎右衛門である。

洪鐘の治工が郷土人であることや音が豊かで美しく、形が古形より新型への移行期を示し、総体的に上品な作であることなどが認められ、第二次大戦中に供出を免れた。



洪鐘は、鐘身の上部がややくらみかけ、元禄時代以後の丸みをもったものの先駆を示す。竜頭は二頭が後部を合わせ、その上に宝珠をのせているが、作風は古拙である。乳は素朴で大きく、四段四列の集まりが四つあり、計六四個の古い形式である。



■指定年月日  
昭和27年11月11日  
■渋川市渋川748番地  
■0279-23-5152



法人会のビジネスガード  
**Business Guard** Series



会員企業をサポートする  
AIUのリスクソリューション  
企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問い合わせ先  
AIU 損害保険株式会社 群馬支店  
〒371-0805 群馬県 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル 6F  
代表:027-223-5771 FAX:027-223-6094

群馬

群馬温泉やすらぎの湯

群馬温泉やすらぎの湯は、高崎市金古町にある日帰り天然温泉施設です。

効能として泉質が、ナトリウム塩化物・炭酸水素塩温泉（弱アルカリ性高温泉）、泉温が58℃、適応症としては神経痛・関節痛・筋肉痛等、痛みを伴う疾患や消化器痛・皮膚病・婦人病等の慢性疾患、うちみ・さきりぎず等の外傷性疾患、冷え性・疾病・疲労回復・健康増進などです。

また、天然温泉ならではの『飲む温泉』としての効果もあり、食欲増進、整腸作用に効果的で、本館の飲泉所で飲むことができます。館内は、自然石が美しい露天風呂、大浴場、かぶり湯、サウナのほかに貸切の温泉浴槽付き個室を5室用意しており、ゆつくりと温泉を楽しむことが出来ます。また、ステージ付き大広間や中広間など休憩ス



開館時間：9時～23時  
入館料：平日 大人3時間 540円  
                  子供3時間 320円  
☆土日祝は100円増

【群馬温泉やすらぎの湯】  
住所：高崎市金古町一七六七  
TEL：027-377-4126

ペースで多彩な料理も楽しめます。特にお勧めは当地の名産の国分ニンジンを生地に練りこんだ手作りのおやきで温泉水を使用し製造販売しています。なお館内は、バリアフリーとなっており、脱衣場までは車いすで入れる個室も積極的にご利用いただけます。

箕郷

会員企業紹介

株式会社みさと葬祭  
セレモニーホールみさと

会長

齋藤 克人

一、所在地

高崎市箕郷町下芝一〇一六  
TEL 〇二〇二四一六一六二  
http://www.misato-sousai.com

二、事業概要・会社PR

高崎市にある、みさと葬祭・セレモニーホールみさとでは、故人や残されたご遺族の気持ちを第一に考え、「安心」「満足」「納得」のご葬儀を心がけておりますので、形式にとらわれず自由な



本社・南館外観



本館外観

三、経営理念

「ここに於いて良かった」この言葉をお客様から聞けることが当社の願いです。スタッフ一人一人が考え、行動する。そして、お客様からの信頼にしっかりと応えられるよう、日々精進する。

企業のために、  
経営者とともに。



大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/前橋市南町3-9-5 TEL 027-223-5260

東 榛

会員企業紹介

有限会社 中華大榛

代表取締役

茂田 秀雄

一、所在地

北群馬郡榛東村

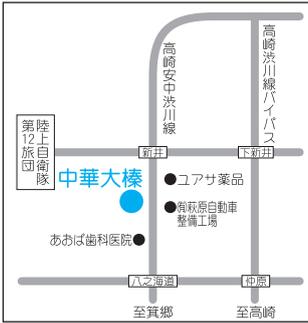
新井一三三六

TEL 〇二七九一五四―四三六二

二、事業概要・会社PR

渋川から高崎に抜ける、主要地方道高崎・安中・渋川線沿いで中華料理店「中華大榛」を営業しております。

当店は、35名収容と15名収容の2つの宴会場と、ホールに50名収容することができ、最大で100名迄収容が可能です。



お食事やご宴会、ご法事お浄めなどにご利用いただけます。

本場の中華料理が中心の店ですが、最近では洋食にも力を入れております。

三、経営理念

くつろぎの空間と鮮度にこだわった食材を使用した料理を提供することにより、お客様からの信頼・信用を得て、地域に愛される店舗になるべく、従業員一同、日々精進しております。

吉 井

会員企業紹介

株式会社町田工業



代表取締役  
富澤健一

一、所在地

高崎市吉井町

池七九一―一二

二、事業概要・会社PR

当社は、市光工業㈱の協力企業として昭和40年から自動車部品の組立加工を柱に企業活動を行ってきました。企業拡大のため平成18年8月に射出成形機を導入したことにより支給部品だった成形品を自社で生産すること



トラック用アウトサイドミラー  
(電動電格用、手動手格用各種)の組立て

により、効率的な生産ができるようになりました。

現在取引先は自動車業界、遊戯業界、医療機器業界等多岐にわたっております。

三、経営理念

品質向上への強い意識と長年培ってきた成形技術、経験豊富なベテランの製造ノウハウ、生産管理体制により、高品質・高効率・納期厳守、また短納期の注文にも迅速に対応しお客様の信頼を得ることです。

今後この企業使命を全うしていきたいと思っております。



各種施錠部品の組立て

法人会会員企業にお勤めの皆様には、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。



がん保険なら



医療保険なら



■引受保険会社(お問い合わせ先)

**Afiac** アフラック  
(アメリカンファミリー生命保険会社)

群馬支社  
〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー-13F  
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

# 税理士会

## 高崎経済大学への寄附講座

関東信越税理士会  
高崎支部 税理士 今井美和

### 1. 寄附講座について

寄附講座とは、大学が民間団体等からの資金援助を受けて、大学の教育や研究振興のために、学外の教授や専門家を講師に招いて行われる大学内の講座（授業）であります。

日本税理士会連合会（日税連）では、平成7年度から、大学における租税法に関する教育・研究活動を助成するため、大学のご協力・ご理解を得て、寄附講座を開設しています。また、平成25年度からは、将来の租税教育を担う教員の養成を目的として、教育大学において寄附講座を開設しています。

関東信越税理士会では、高崎経済大学への寄附講座が初めての試みとなりますが、全国的には日税連の寄附講座は平成7年度から30大学において、2年から3年間、開設されてきました。

### 2. 高経大への寄附講座

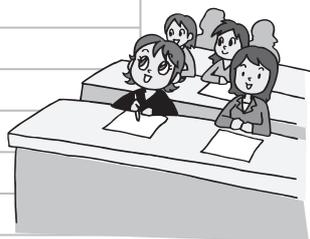
高崎経済大学への寄附講座は今年で3年目となり、寄附講座も最後の年となります。一昨年、昨年と履修者の数が開学以来の最高記録となり、途中から大人数が収容できる5号館に変更され、また昨年においては、1年生の履修が制限されるといった処置がとられるほ

どの盛況ぶりでありました。

今年の寄附講座は、平成27年9月30日より関東信越税理士会群馬支部連合会会長の小林馨先生からスタートし、最後の平成28年2月

3日の高経大副学長の田中久夫先生まで全15回の開催となります。

私も一昨年、昨年と取材を兼ねて聴講させていただきましたが、毎回講師の先生方の一生懸命にお話する姿に胸が熱くなり、学生の皆様の熱心に聞き入る真剣な姿に感動いたしました。



今後の寄附講座の日程と内容

開催日程	講義のテーマ
平成27年 9月30日	租税教育の必要性と税理士の役割
10月 7日	現代社会における税理士の使命
10月14日	租税法の基礎(ナンバー制度を含む)
10月21日	国税通則法及び国税徴収法
10月28日	法人税実践その1
11月 4日	法人税実践その2
11月11日	法人税訴訟判例
11月18日	所得税実践
11月25日	所得税訴訟判例
12月 2日	相続税実践
12月 9日	相続税訴訟判例
12月16日	消費税実践
平成28年 1月13日	消費税訴訟判例
1月20日	地方税法
2月 3日	総括(まとめ)

## 税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。  
地域社会に貢献します。 秘密を守ります。



関東信越税理士会高崎支部



シリーズ **経営**

**話**

個人住民税の特別徴収制度

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 植松 洋一

個人住民税とは、個人に納税義務のある市町村住民税と道府県民税を併せた地方税です。個人で事業をしている方などの個人住民税は、市区町村から毎年6月中に送付される納税通知書に従って、年税額を年4回（6月、8月、10月、翌年1月）に分けて納税義務者本人が納めることとなります。このような納め方は「普通徴収」と呼ばれています。これに対し、給与所得者の住民税を納める方法として「特別徴収」というものがあります。「特別徴収」とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引きして）納める方法です。徴収期間は6月から翌年5月までの12ヶ月間で12回に分けて（毎月）納めることとなります。毎年5月31日までに従業員の住んでいる市区町村から事業主宛に「特別徴収税額決定通知書」が送付されます。この通知書には、既に確定した年税額と月割

額が記載されており、事業主はその金額どおりに毎月給与天引きを行うこととなります。したがって、所得税の源泉徴収のような年末調整による税金の精算業務はありません。従業員側からすれば、納める手間が省ける上に納税忘れがなくなります。さらに、普通徴収に比べて1回あたりの納税額が少額になる（年税額が4分割から12分割になるの）で」というメリットがあります。

所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収することが法律（地方税法第321条の4及び市区町村条例）により義務づけられています。これまで従業員本人に普通徴収で納めさせていた事業主も、全国の市区町村から特別徴収義務のある事業主として一斉に指定される（徹底させる）動きになっていきます。関東近辺における一斉指定の状況は平成26年の新潟県、平成27年の埼玉県、栃木県、茨城県、山梨県、平成28年の神奈川県、千葉県、平成29年

の群馬県となつていきます。また、群馬県で実施する「物件購入」及び「建設工事」等に係る競争入札参加資格の格付基準においては、従業員の特別徴収を行っていることにより格付点数が加点されるようになっていきます。これは、特別徴収を行っていないことと比較して優位になるということです。

従業員が前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合、事業主は原則として特別徴収をしなければなりません。対象となる従業員はアルバイト、パート、役員等全ての従業員です。従業員の希望により普通徴収を選択することはできませんし、事業主の事務が煩雑になることを理由に従業員に普通徴収させることもできません。但し、常時2人以上の家事使用人のみに給与を支払う場合は特別徴収しなくても構いません。また、支給期間が1ヶ月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けている従業員に対しても特別徴

収する必要はありません。事業主は、特別徴収で預かった従業員の個人住民税を従業員が住んでいる市区町村ごとに納めなければなりません。金融機関を利用する場合、市区町村から送付された納入書（納税用の紙）を使って納めることが出来ません。納期は毎月翌月10日までが原則ですが、所得税の源泉徴収における納期の特例と同じ制度があります。従業員が常時10人未満の事業所については、市区町村に申請し承認を受けることにより年12回の納期を年2回にすることが出来ます。この場合、6月分から11月分まで徴収した分を12月10日まで支払い、12月分から翌年5月分まで徴収した分を翌年の6月10日までに支払うこととなります。この制度は、指定により特別徴収事務が今後不可避になる事業主にとって、支払い機会をまとめて行う有効な手段と言えるでしょう。





マイナちゃん

# マイナンバー 制度について

## Q&A



### 問1

国税分野における個人番号・法人番号の利用範囲にはどのようなものがありますか。

番号法では、個人番号の利用範囲を社会保障、税、災害対策の分野に限定しており、国税分野では、国税の賦課又は徴収に関する事務等に個人番号を利用することができません。

なお、法人番号は、個人番号とは異なり利用範囲の制約がありませんので、自由に利用することができます。

### 問2

法人番号の公表に関する具体的なスケジュールについて教えてください。

法人番号、法人の名称及び所在地の基本三情報を公表する国税庁の「法人番号公表サイト」は、平成27年10月5日(番号法の施行日)に開設する予定です。

法人番号の公表は、法人番号を指定し、法人番号の

指定を受けた者に対し、法人番号を指定したこと及びその年月日、指定した法人番号などを記した書面を通知した後、インターネットを利用して公表します。

現時点においては、法人番号の指定を受けた者に対する通知の開始が、平成27年10月下旬になる見込みであるため、法人番号の公表も平成27年10月下旬からとなります。

なお、番号法の施行日時点で法人番号の指定対象となる設立登記法人に対する法人番号の通知は、平成27年10月から順次行い、同年11月末迄に完了する見込みです。そのため、全ての団体の情報を対象とした検索・閲覧は、平成27年12月から可能となる予定です。

また、データダウンロード機能、情報記録媒体によるデータ提供及びWeb API機能のサービスも平成27年12月から開始できるよう準備を進めています。公表等に関するスケジュールの詳細は、指定通知書の発送計画等も含め、国税庁

ホームページを通じて情報提供する予定です。

### 問3

社会保障・税番号制度の導入により、納税者にとって、どのようなメリットがありますか。

社会保障・税番号制度の導入を契機として、①住宅ローン控除等の申告手続きにおける住民票の添付省略、②国と地方にそれぞれ提出する義務のある給与・年金の源泉徴収票・支払報告書の電子的提出の一元化といった、納税者利便の向上策の検討を進めています。

また、国税庁では、これまで、マイナポータル(※)に、①自己の過去の税務申告や、②確定申告を行う際に参考となる情報などを掲載することについて検討を始めてまいりましたが、現在内閣官房を中心に、年金支給額や社会保険料の納付証明、生命保険等の保険料証明などの情報を掲載することについて検討がなされて

いることから、これらのオンラインサービスと、e-Taxとの連携を図るなどして、同様のサービスの提供が可能かどうかの検討を行うこととしています。

(※) 国や自治体などの特定期間情報情報のやり取りの記録の閲覧、自治体などが保有する自らの特定個人情報等の閲覧、自治体などからの予防接種や年金、介護などの各種のお知らせの受け取りなどのほか、更なる国民の利便性向上を図るため、民間サービスとも連携し、利便性の高いオンラインサービスをパソコンや携帯端末など多様なチャネルで利用可能にする機能をもつ個人ごとのポータルサイト。

### 問4

社会保障・税番号制度の導入により、税務手続きはどのように変わりますか。

番号法整備法や税法の政省令の改正により、国税当局に提出される申告書・法定調書等の税務関係書類に

番号を記載することが義務付けられました。

これらにより、納税者の方や法定調書提出義務者の方は、申告書・法定調書等の税務関係書類を税務署等に提出する場合には、その提出される方や一定の方に係る「番号」の記載が必要となるほか、法定調書の対象となる金銭の支払を受けの方は、法定調書の提出義務者の方に対して番号を通知することなどが必要となります。

なお、社会保障・税番号制度導入後は、成りすましを防止するため、税務当局には、個人番号の提出を受ける際、本人確認が義務付けられています。したがって、納税者の方が、個人番号を記載した申告書、申請・届出書等を提出する際には、個人番号カード等の提示により、本人確認をさせていただきます。ご了承ください。

また、法定調書提出義務者の方が法定調書に記載する為に金銭等の支払等を受ける方から個人番号の提供

を受ける場合など、他人の個人番号の提出を受ける際は、本人確認をしていただく必要があります。

問5

税務関係書類は、どのような人の個人番号・法人番号を記載するようになるのですか。

社会保障・税番号制度の導入に伴う税制上の対応として、①平成25年5月に番号法整備法、②平成26年5月に社会保障・税番号制度に係る税法の政令、③平成26年7月に税法の省令がそれぞれ公布され、申告書・法定調書等の記載事項に提出者及び一定の者に係る個人番号・法人番号を追加するなどの措置がなされました。

具体的には、

- ① 申告書等を提出される方
- ② 申告書等に記載された所得税の控除対象となる配偶者及び扶養親族
- ③ 申告書等に記載された青色事業専従者及び白色

事業専従者

④ 源泉徴収義務者等を経由して税務署長等に提出すべきこととされている申告書等を提出される方及び当該申告書を受理した源泉徴収義務者等

⑤ 法定調書の対象となる金銭等の支払等を受ける方その他法定調書に記載すべき方（控除対象扶養親族等）

の個人番号・法人番号の記載が必要となります。

なお、納付書や所得税徴収高計算書については、個人番号・法人番号の記載を追加する措置が規定されていないため、個人番号・法人番号記載の必要はありません。

問6

個人番号・法人番号は、いつから申告書、法定調書等の税務関係書類に記載が必要なのですか。

申告書、法定調書等の税務関係書類への個人番号・法人番号の記載は、現在の

予定で申し上げます。

① 所得税や贈与税については、平成28年分の申告書（平成29年1月以降に提出するもの（平成28年分の準確定申告書にあつては平成28年中に提出するもの）から

② 法人税については、平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から

③ 消費税については、平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書から

④ 相続税については、平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書から

⑤ 酒税・間接諸税については、平成28年1月分の申告書から

⑥ 法定調書については、平成28年1月以降の金銭等の支払に係るものから

⑦ 申請・届出書等は、平成28年1月以降に提出するものから（税務署等のほか、給与支払者や金融機関等に提出する場合も含みます。）

問7

個人番号・法人番号を記載するための申告書や法定調書等の様式はいつ頃示されるのですか。

国税庁において、個人番号・法人番号を記載する申告書や法定調書等の様式制定に向けた検討を行っており、法定調書の一部については、平成26年12月から、国税庁ホームページにおいて、番号記載欄を追加した様式イメージの公表を行っております。このほかの様式についても、順次、様式を公表していく予定です。

なお、公表された様式は、掲載時点における案であり、税制改正その他の状況により変更される場合があります。



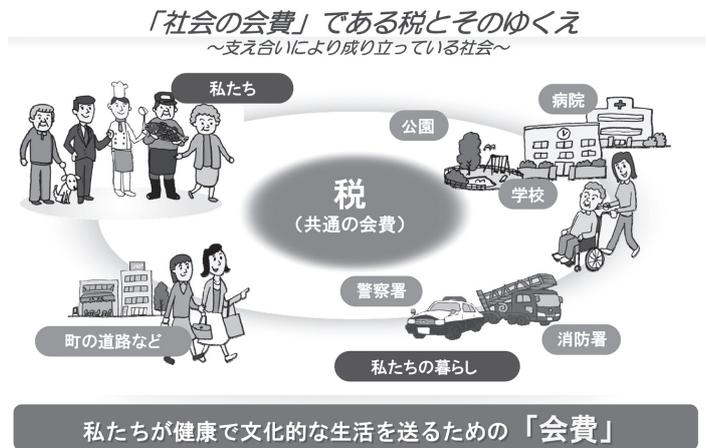
# 平成27年度「税を考える週間」のご案内

私たちが納めた所得税、法人税、消費税、住民税などは、国や地方公共団体が主体となって行う医療や年金、介護、子育てなどの公共サービスや、学校・公園・図書館・体育館などの公共施設のために使われ、形を変えて私たちの暮らしを支えています。税金は私たちが健康で文化的な生活を送るための、いわば「会費」といえるでしょう。

そこで国税庁では、毎年11月11日から17日までの期間を「税を考える週間」として、集中的に税についての各種の広報活動を実施しています。平成27年度は「税の役割と税務署の仕事」

をテーマとし、「税の役割や適正・公平な課税と徴収の実現に向けた庁局署の取組について紹介する。」とともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会を設けることとしています。

なお、高崎税務署管内では、下表の行事が予定されております。



日 時	行事名及び開催場所	行 事 内 容 等	主催団体等
11月13日 (金) 15:00~17:00	納税表彰式 (ピエント高崎)	税務署・県税事務所の納税功労者の表彰及び作文入選者への賞状授与	税務署・県税団協
11月11日 (水) ~11月17日 (火) (期間中及びその前後)	中学生・高校生の作文展 管内全市町村役場ほか	中学生・高校生の「税に関する作文」の優秀作品の展示	税団協 税務署
11月12日 (木) 18:30~20:00	公開講演会 (※) (マリエール高崎)	三屋裕子氏による公開講演会の開催	法人会 (全地区会合同)

(※) 公開講演会の詳細につきましては、裏表紙または同封のチラシををご参照ください。

# 平成27年分 年末調整説明会のお知らせ

年末調整説明会を、次の日程で開催いたします。

本年も、年末調整関係資料を事前に送付いたしますので、説明会にご出席の際はその資料をご持参くださるようお願いいたします。

開 催 日	開 催 時 間	開 催 場 所
平成27年11月18日 (水)	10:00~12:00	群馬音楽センター 高崎市高松町28-2
	13:30~15:30	

(注1) 午前・午後のいずれか、ご都合のよい時間に会場へお出かけください。

(注2) 駐車場につきましては、用意しておりませんのでご注意ください。

\*用紙は従来どおり税務署の窓口でもお受け取りいただけますが、一部の用紙につきましては、国税庁ホームページから各種用紙のダウンロードを、ご使用いただけます。(国税庁ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))

# 法人の県民税・法人の事業税・ 地方法人特別税の税率改正について

地方税法等の改正により、法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税の税率について、下表のとおり改正が行われました。

**【お願い】** 事業年度開始日によって、下表のとおり適用される税率が異なります。ご確認の上、申告いただきますようお願いいたします。

## 1 法人の県民税（法人税割）

区 分		事業年度開始日		(注)①～③の法人については県民の安心・安全な暮らしを実現するための群馬県独自の施策をさらに推進するため、標準税率に0.8%上乗せする超過課税に御協力をいただいています。
		H26.9.30以前	H26.10.1以後	
①資本（出資）金の額が1億円を超える法人	超過税率	5.8%	4%	
②法人税額が年1,000万円を超える法人		(注)	(注)	
③保険業法に規定する相互会社				
①～③以外の法人	標準税率	5%	3.2%	

## 2 法人の事業税

区 分		事業年度開始日				
		H26.9.30以前	H26.10.1～H27.3.31	H27.4.1～H28.3.31	H28.4.1以後	
外形標準課税対象法人 (資本（出資）金が1億円超の普通法人)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	1.5%	2.2%	1.6%	0.9%
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	2.2%	3.2%	2.3%	1.4%
		所得のうち年800万円を超える金額	2.9%	4.3%	3.1%	1.9%
		3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得	2.9%	4.3%	3.1%	1.9%
	付加価値割	0.48%		0.72%	0.96%	
	資本割	0.2%		0.3%	0.4%	
一般法人 (外形標準課税対象法人を除く)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%		3.4%	
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	4%		5.1%	
		所得のうち年800万円を超える金額	5.3%		6.7%	
		資本（出資）金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得	5.3%		6.7%	
特別法人 (協同組合、信用金庫、医療法人等)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%		3.4%	
		所得のうち年400万円を超える金額	3.6%		4.6%	
		資本（出資）金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得	3.6%		4.6%	
電気・ガス供給業、保険業	収入割	0.7%		0.9%		

## 3 地方法人特別税

区 分	課 税 標 準	事業年度開始日			
		H26.9.30以前	H26.10.1～H27.3.31	H27.4.1～H28.3.31	H28.4.1以後
外形標準課税対象法人	法人事業税の所得割額	14.8%	67.4%	93.5%	152.6%
一般法人(外形標準課税対象法人を除く)		8.1%		43.2%	
特別法人(協同組合、信用金庫、医療法人等)				43.2%	
電気・ガス供給業、保険業	法人事業税の収入割額	8.1%		43.2%	

◎平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告額は、次のとおり計算します。

区 分	予 定 申 告 額
法人の県民税（法人税割）	前事業年度の法人税割額 × <b>3.8</b> ÷ 前事業年度の月数
法人の事業税	前事業年度の法人の事業税額 ÷ 前事業年度の月数 × <b>7.5</b> (所得割、付加価値割、資本割及び収入割ごとに計算)
地方法人特別税	前事業年度の地方法人特別税額 ÷ 前事業年度の月数 × <b>4</b>

※予定申告書の様式は、下線部が「6」と記載されていますが、この数字に組み替えてください。

詳しくは、高崎行政県税事務所 (027-322-6297) へお問い合わせください。

①法人名	②代表者・部会員名	③所在地	④業種
青年	女性	安中	高崎
① 寺田建設(株) ② 寺田善則 ③ 安中市安中 ④ 建設業	① 日高運輸(株) ② 黒澤美恵子 ③ 高崎市日高町 ④ 運送業	① (株)ビック ② 山田大介 ③ 安中市大竹 ④ 建築材料卸売業	① (株)オフィスパーク ② 清水敬二 ③ 高崎市新保町 ④ 技術サービス業
青年	女性	子持	高崎
① (株)ビック ② 山田裕介 ③ 安中市大竹 ④ 建築資材卸売業	① (有)河井グリーンサービス ② 河井千重子 ③ 安中市中秋間 ④ 造園業	① 新栄建築 ② 狩野新一 ③ 渋川市上白井 ④ 建築業	① 白石力造税理士事務所 ② 白石力造 ③ 高崎市並榎町 ④ 税理士
	青年	新町	安中
	① (株)ウェルフェアライフ ② 小野好司 ③ 安中市松井田町人見 ④ 老人介護業	① (株)フエギ ② 笛木俊一 ③ 高崎市新町 ④ マンション経営、介護事業	① (株)ウェルフェアライフ ② 小野好司 ③ 安中市松井田町人見 ④ 老人介護業
問い合わせ先 (一社)高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 F A X 027-363-4576		北橋	安中
		① (有)北毛鉄工所 ② 石田早人 ③ 渋川市北橋町八崎 ④ 配管工事	① (有)田中園芸 ② 田中一男 ③ 安中市古屋 ④ 造園業
会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。			

## 今後の税務説明会の予定

平成27年度下期「決算税務説明会」日程表			
10月7日(水)	14:00~16:00	渋川市・金島ふれあいセンター(渋川、伊香保、子持、北橋、赤城)	
10月16日(金)	14:00~16:00	高崎市箕郷文化会館(群馬、箕郷、吉岡、榛東)	
11月4日(水)	14:00~16:00	高崎市総合福祉センター(高崎、新町)	
11月9日(月)	14:00~16:00	安中市文化センター(安中、松井田)	
11月20日(金)	14:00~16:00	吉井商工会館(吉井)	
11月26日(木)	14:00~16:00	榛名商工会館(榛名、倉渕)	
1月19日(火)	14:00~16:00	高崎市総合福祉センター(高崎、新町)	
3月23日(水)	14:00~16:00	高崎市総合福祉センター(高崎、新町)	
平成27年度下期「新規設立法人税務説明会」			
12月8日(火)	14:00~16:00	高崎市総合福祉センター	

ご入会をご希望の方は法人会事務局まで  
お問い合わせください。

法人会は「健全な経営」「正しい納税」「社会貢献」をテーマに  
活動をすすめる全国約90万社の、会員組織です。



一般社団法人高崎法人会 事務局  
TEL: 027-363-4526  
<http://www.takasaki-hojinkai.com/>

# 表紙説明

## 河鹿橋ライトアップ (伊香保)

伊香保温泉湯元の「河鹿橋」付近は、毎年秋になると、もみじ・かえで・くぬぎ・うるし等が一斉に色づき、素晴らしい紅葉が楽しめます。

紅葉の時期になると付近一帯がライトアップされ、昼間とは一味違う「夜の紅葉」が楽しめます。

### 【ライトアップ期間】

10月27日(火)～11月15日(日)予定

### 【ライトアップ点灯時間】

午後4時30分～午後10時30分(予定)

(伊香保地区会)



## 法人会 消費税期限内納付 推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



### 法人だより第158号

平成27年10月10日発行(年4回4・7・10・1月10日発行)  
(発行所)一般社団法人 高崎法人会  
〒370-0006  
高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号  
TEL 027(363)4526 FAX027(363)4576  
E-mail:office@takasaki-hojinkai.com  
U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/  
(企画・編集)広報委員会:委員長 嶋方 徳郎  
(編集・印刷)荒瀬印刷株式会社

## 平成27年度 法人会ポスター



## 法人会からのお知らせ

### 社会保障・税番号制度 〈マイナンバー〉について

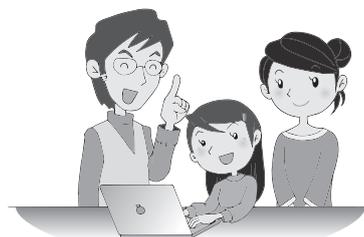
平成27年10月からマイナンバーの通知、平成28年1月からマイナンバーの利用が開始されます。

マイナンバーの導入準備は、従業員を雇用しているすべての事業者が必要です。

適正に扱うための社内規定づくりや、マイナンバーに対応した人事、給与、会計システムの導入など様々な準備が必要となります。

詳しくは、下記国税庁HPをご覧ください。

●社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について  
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>





# 法人だより

伊香保  
河鹿橋ライトアップ

表紙説明はP.26

全国法人会総連合  
平成28年度 税制改正に関する提言

「小規模事業者の挑戦」に学ぶ

研究進む宇宙太陽光発電

中古住宅が循環する社会へ

高崎税務署管内 税務協力団体

 一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会  
吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渕地区会 新町地区会 北橋地区会 赤城地区会 吉井地区会